

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議員（第3条 - 第8条）
- 第3章 議会運営（第9条 - 第15条）
- 第4章 県民と議会との関係（第16条 - 第21条）
- 第5章 知事等と議会との関係（第22条 - 第25条）
- 第6章 議会改革（第26条）
- 第7章 補則（第27条・第28条）

附則

本県は、明治維新において我が国の近代的な国づくりを推し進める中心的な役割を果たしたが、鹿児島県議会（以下「議会」という。）の前身である県会は、西南戦争の影響もあり、他府県に1年遅れて明治13年5月に開設された。このような厳しい状況の中、議会は産声をあげたが、先人達の不断の努力により幾多の困難を乗り越え、平成22年に開設130周年という節目の年を迎えることとなった。

平成12年のいわゆる地方分権一括法の施行により、国と地方の関係が対等・協力の関係へと変更され、地方分権改革の取組が本格化した。戦後の我が国を支えてきた中央集権型の行政システムが様々な問題への対応力を失いつつある中、国及び地方の活力を取り戻すためにも、住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことのできる真の地方自治の実現が求められている。また、地方自治体の自己決定権の拡大に伴い、二元代表制の一翼を担う地方議会の果たすべき役割及び責務はますます増大している。

このような時代の要請に対応するため、議会は、これまでも議員提案条例の制定や知事への政策提言など様々な取組を進めているが、議会に対する期待が高まる中、県民を代表する議事機関として、県民に開かれ、かつ、公正・公平な議論を通じて、県民の意思が県政に反映されるよう、更に改革を積極的に推進しなければならない。

また、議会は、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）との関係において、その立場及び権能の違いを生かし、互いの役割を尊重しつつ、対等で緊張ある関係を保ちながら、共通の目標である県民の福祉の向上及び県勢の発展のため全力を尽くしていかなければならない。

さらに、議会が期待される機能を十分に発揮するためには、その構成員である議員の責務と活動を明らかにすることにより、日々の議員の活動について県民の理解と信頼を得られるよう努めていく必要がある。

ここに、議会開設130周年という記念すべき年を迎え、今までの議会改革の集大成として、議会の基本理念や議員の責務及び活動等を県民に明らかにするとともに、県民と議会との関係、知事等と議会との関係を定めることにより、県民の負託にこたえていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会の基本理念、議員の責務及び活動等を明らかにするとともに県民と議会との関係、知事等と議会との関係等、議会に関する基本的事項を定めることにより、県民の負託にこたえ、もって県民の福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 議会は、二元代表制の一翼を担い、県民を代表する議事機関として、県民の意思を県政に反映させるため、公正かつ公平な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。

第2章 議員

（議員の責務）

第3条 議員は、選挙により選ばれた県民の代表者として、常に県政の課題及び県民の意思の把握に努めるとともに、合議制の機関である議会の構成員として、議会活動を通じて県民の負託にこたえる責務を有する。

（議員の活動）

第4条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 県政に関する県民の意思を把握すること。
- (2) 県政の課題及び施策に関する情報収集、調査研究及び提言を行うこと。
- (3) 本会議、委員会その他の会議に出席し、審議、審査等を行うとともに、必要に応じて議案を提出すること。
- (4) 前3号の活動及び議会の活動に関する県民への広報及び説明を行うこと。

（研修、調査研究等）

第5条 議員は、審議、政策立案等に必要な能力の向上を図るため、研修、調査研究等に取り組み、不断の自己研さんに努めなければならない。

（政治倫理）

第6条 議員は、主権者である県民の負託により県政に携わる権能と責務を有することを深く認識し、県民全体の奉仕者としての自覚を持ち、公正、誠実及び清廉を基本として、常に品位を保持するよう努めなければならない。

（会派）

第7条 議員は、議会活動を行うために、会派を結成することができる。

- 2 会派は、議会内の自立的な団体として、議会活動の一翼を担い、議員の活動を支援するとともに、調査研究、予算要望等の実施主体となることができる。
- 3 会派は、会派間での協議及び調整を行い、合意形成に努めるものとする。

（定数及び選挙区）

第8条 議員の定数及び選挙区は、鹿児島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区

において選挙すべき議員の数に関する条例（平成10年鹿児島県条例第2号）で定める。

第3章 議会運営

（議会運営の原則）

第9条 議会は、公正かつ県民に開かれた透明性の高い運営を行うものとする。

2 議会は、合議制の機関として、その機能が十分発揮されるよう、円滑で効率的な運営に努めるものとする。

3 議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、活発な議論が行われるよう努めるものとする。

（委員会）

第10条 常任委員会は、県政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営するものとする。

2 特別委員会は、県政の課題に対応して特に必要がある場合に設置し、その機能を十分に発揮するよう運営するものとする。

（質問等の充実）

第11条 議会は、本会議及び委員会の目的や役割等に応じ、一括質問一括答弁方式、分割質問分割答弁方式、一問一答方式その他の効果的な方法等を選択し、質問及び質疑の充実に努めるものとする。

（議員間の討議）

第12条 議員は、委員会をはじめとする会議において積極的な議員間の討議に努め、論点及び争点を明確にするとともに、合意形成を図り、政策立案、政策提言等を行うものとする。

（政務調査費）

第13条 議員の調査活動の基盤の充実に図り、もって議会の審議、立案等の機能を強化するため、鹿児島県政務調査費の交付に関する条例（平成13年鹿児島県条例第1号）の定めるところにより、政務調査費を交付する。

2 政務調査費については、用途を公開し、透明性を確保しなければならない。

（調査機関等の設置）

第14条 議会は、議案の審査又は県の事務に関する調査を効果的に行うため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する審査又は調査のための機関を置くことができる。

2 議会は、本会議及び委員会の審議等によるほか、県政の課題及び議会運営に関して、審査、調査、協議等を行う必要があると認めるときは、議員で構成する検討組織を設置するものとする。

（議会事務局等）

第15条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会の活動を円滑かつ効率的に行う

ため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

2 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の機能の強化に努めるものとする。

第4章 県民と議会との関係

(県民意思の県政への反映)

第16条 議会は、県民の意思を的確に把握し、県政に反映させなければならない。

(県民の議会の活動への参加)

第17条 議会は、参考人及び公聴会の制度の活用、県民との意見交換の機会の充実等により県民の議会の活動への参加の推進を図るものとする。

2 議会は、請願書又は陳情書が提出されたときは、誠実な処理に努めるものとする。

(議会の説明責任)

第18条 議会は、議会の活動について、県民への説明責任を果たすものとする。

(会議の公開等)

第19条 議会は、議会の意思決定に至る過程を明らかにするため、会議を原則として公開するとともに、県民が傍聴しやすい環境等を整備するなど、公開の実効性を確保するよう努めるものとする。

(情報公開等)

第20条 議会は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号）の定めるところにより公文書の開示等を行うほか、議会の活動に関する情報の公開及び提供に努めるものとする。

(広報及び広聴)

第21条 議会は、県民に開かれた議会を実現するため、多様な手段を活用して、積極的な広報及び広聴に努めるものとする。

第5章 知事等と議会との関係

(基本原則)

第22条 議会は、二元代表制の一翼として、知事等との立場及び権能の違いを生かし、互いの役割を尊重しつつ、対等で緊張ある関係を保ちながら、共通の目標である県民の福祉の向上及び県勢の発展に向けて活動しなければならない。

(監視及び評価)

第23条 議会は、知事等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び効率性をもって行われているか監視するとともに、その効果及び成果について評価し、必要と認める場合には、適切な措置を講ずるよう促すものとする。

(政策立案及び政策提言)

第24条 議会は、議員提案による条例の制定、決議等を通じて、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

(議会への説明)

第25条 知事等は、次に掲げる場合は、議会に対し、その内容を説明するよう努めるものとする。

- (1) 予算を調製したとき。
- (2) 県政に係る基本計画等の重要な政策又は施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、又は変更したとき。

第6章 議会改革

(議会改革)

第26条 議会は、真の地方自治の実現に向け、改革を求める時代の要請を踏まえ、議会の役割及び責務を適切に果たすため、継続的に議会改革に取り組むものとする。

第7章 補則

(他の条例等との関係)

第27条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならない。

(見直し)

第28条 議会は、県民の意見、社会情勢の変化等を踏まえ、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。